中間的就労の場づくりとその可能性

福原 宏幸(大阪市立大学大学院経済学研究科

働く意欲はあるが、就労能力が必ずしも 民間企業が求めるものと一致しない、子育 て・介護などの要因により十分な就労時間 が確保できない、不安定な健康状態によっ て定時的な就労が不可能である、さらには なんらかの障害によって仕事に得手不得手 がある。今日、生活困窮者自立支援法が施 行されるなかで、こういった課題をもつ人々 に対する「中間的就労」の場づくりの必要 性がさかんに語られ、またその実践が全国 に広がりつつある。また、この法の下では「中 間的就労」は、多くの場合、一般企業に就 職するための支援の場(段階的ステップアッ プの機能)とされている。しかし、半福祉・ 半就労による継続的な就労の場(居場所的機 能)もまた必要であり、前者においても居場 所的機能をあわせ持つことがステップアッ プにおいて効果的ではないかという議論が なされている。

ところで、日本では、パーソナルサポー トサービス・モデル事業が開始された2010 年以降になってからこの「中間的就労」と いう言葉が使われ始めたと思うが、その言 葉の起源は、イギリスにおける中間的労働 市場(Intermediate labour market)、中間

的 労 働 市 場 会 社 (Intermediate labour market company)、 移 行 支 援 組 織 (Transitional organisation) である。フラン スでは、この活動は「経済活動による参入 支援 L'insertion par l'activité économique (IAE) | として語られてきたが、欧州では すでにこうした活動が相当に普及している。 それらの多くは、社会的企業による営利事 業を前提とし、その事業の実施過程におい て就職困難者を受け入れ、個々人の心身の 状態、意欲、能力などをみはからいながら 個別的で寄り添い的な相談と就労体験を通 して、一般企業での継続的な就労が可能な 状態へと導いていくものであり、いわば段 階的ステップアップ機能を軸とした施策で ある。しかし、欧州の多くの国では、これ らに加えて、さまざまなハンディを背負っ ている人々の居場所的機能の充実も重視さ れてきた。就労は、個人の経済的自立に必 要であるだけでなく、社会の一員としての 自覚や、社会の中で能動的に生きていくた めの自信の獲得など、社会生活の基礎とな る資質を身につけるうえでも重要である。 そして、個々人にとって、ひとまず身近な「社 会」は、一緒に働く仲間、そうした人々によっ

て構成される社会的な居場所である。この ようにみていくと、中間的就労のもつ居場 所という機能について、もう少し豊かな議 論を積み重ねていくことが求められている ように思う。

就職困難という課題に関連して、ドイツ の政治経済学者ギュンター・シュミット (Schmid)は、「移行的労働市場 | (transitional labour markets)を概念化し、日本でも何 人かの研究者によって議論が深められてき た。ここでは、長期失業、低学歴、育児な どの家庭状況の制約、本人の障害や心身の 状態といった4つの課題が労働市場への参 入障壁として立ち現れていることが論じら れた。また、逆に、安定した仕事について いる人も、なんらかのリスクを負って、こ うした困難な状況に陥る可能性もある。い ずれにしろ、労働市場への参入を阻害して いる要因を克服し、安定した労働市場への 復帰のためには、移行支援を必要とする。 それを担うのが、中間的就労であり、職業 訓練である。日本において、この移行支援 に関して、中間的就労が取り上げられるよ うになったとはいえ、職業訓練についての 施策や議論がまだまだ弱いように思う。ま た、中間的就労それ自体も、ステップアッ プ機能を求める施策が中心である。

中間的就労の場は、就労において求めら れる時間管理能力や技能習得能力、仕事遂 行のためのコミュニケーション能力に焦点 が当てられがちだが、これは同時に社会と 触れる基礎的な単位だとすると、他者との 協働を通した相互承認や、それが当事者に

もたらす自尊感情の獲得の機会でもある。 この点を一層豊かなものにするにはどうす ればよいのだろうか。

先のシュミットは、安定した雇用に就い て働いている人もその職業生活のプロセス においてややもすれば長期休暇、生涯学習、 家族のケアへの専念、心身のケアのいずれ かの状況へと一時的に(あるいは不可避に) 移行する願望を持っており、それを可能に することが人々の人生を豊かなものにする と述べた。人々が持つ多様な活動領域の中 でどれかを選び取ることの自由を保障し、 労働市場と他の4つの活動領域の往還を支 える制度的仕組みが、今後は求められるこ とになるだろう。すなわち、人々がその活 動領域を広げるにあたっての「移行支援」 (架橋的機能)が求められており、「中間的 就労」をその一つとして位置づけなおすこ とができないだろうか。これによって、そ こは多様な経験や願望を持つ人々が交流 し、相互に学びあう場に変化する。もちろ ん、就職困難者もその一員として参画し、 それによってより豊かな感性や高い意欲を 持つようになるのではないだろうか。こう して、中間的就労の場は、豊かで活力のあ るものに変えることができるだろう。

日本では、現在のところ、生活困窮者自 立支援制度のもとで、「中間的就労」は就 職困難者の「段階的ステップアップの機能」 という点だけが強調されている。そのため、 「中間的就労」を担うものとして期待され ている民間企業、社会福祉法人、社会的企 業などは、就労支援マニュアルに沿って就

職困難者への指導やケアのノウハウを豊か なものにしようと努力を重ねている。それ はもちろん重要なことだろう。しかし、そ の先のさらに豊かな就労支援の取り組みに 目を向けると、その支援枠組みにとどまる のではなく、協同労働としての取り組みと いう視点への転換から、ともに働く人たち 自身が、多様な生き方や働き方についての 理解を深めることや、相互承認関係の構築 がきわめて重要となるだろう。さらに、就 職困難者支援という目的を含みつつ、人々 の多様な活動領域への「移行支援」(架橋的 機能)という視点をそこに付与することで、 中間的就労はいっそう豊かなものとなるだ ろう。

特集

「中間的就労」の場づくりへの可能性

2008年のリーマン・ショック以降、格差社会がより深刻化するなかで一般労働市場においては非 正規社員で働く人々が4割にものぼる報道がなされるなど(東京新聞2015.11, 25)、雇用の2極化 とも呼ばれる状況にあります。

こうした中、政策的には雇用・労働保険、社会保険、生活保護の3つのセーフティネットとともに 社会的排除の課題に対応して2014年12月に生活困窮者自立支援法が制定され2015年4月からは生 活困窮者自立支援制度が実施されています。この制度において「中間的就労」は、「直ちに一般就労 が困難な者に対する支援つきの就労の場」(厚生労働省2015.3.15)として取り組みが始まりました。

本号の特集のテーマ、「『中間的就労』の場づくりの可能性」は、いわゆる制度としての「中間的就労」 だけでなく、「就労」そのものを問い直しているという視野を含むものです。こうした課題の整理に ついては、大高論文をご覧ください。

本来、働くことは人が協同して社会を創り上げていくことであり、そこには人と人との顔が見えお 互い様の関係が存在していることではないでしょうか。こうした関係があるからこそ、一人では生き ていくことができない個人が生涯にわたり生きていくことを可能にしてきたと思います。こうした視 点から「中間的就労」を考えると、ともに働くことを通して人が生きていく場を再構築していく実践 としてとらえ直すことができます。

本号の特集では、論文として「制度としての『中間的就労』の現状と課題(大高)」として自立支援 が一般就労への移行支援だけでなく複合的な自立支援の仕組みの必要性を説いています。さらに、注 目すべき点は労働の場の中に自立支援機能を組み込む仕組みの構築が必要だと述べている点です。

実践報告からは「『働く』ということ」と顕して野々村さん(東近江圏域 働き・暮らし応援センター "Tekitoー") に、ご執筆いただきました。「働く」ことは人生を豊かにするという視点から就労支援や 働く場を創り上げている実践です。とくに、「働きたい応援団の仕組み」は、誰でも人らしく働くこ とを支える地域づくりとしての特徴があります。

また、ワーカーズコープの東京東部事業本部からは「地域生活支援プログラム〜農作業を通じた中 間づくり~(永戸)」と題して、困難を抱えた人を中心として農村と都市を結んだ農作業体験の実践の 報告をいただきました。ここでは、自然の中で働くことだけでなく語り合い、一緒に食事や料理をお こなうことによって新たに仕事おこしの仲間のつながりが生まれています。

さらに、ワーカーズコープの中部事業所・自立支援センターまめの樹からは「地域に根づいた就労 支援・仕事おこし~「Caféまめのき」の取り組みを中心に~」というタイトルで、Café事業をとお した就労支援の取り組みが地域との関係づくりや新たな仕事づくりを生み出している取り組みとして 原稿を寄せていただきました。

本号の特集が、「中間的就労」や「就労」の在り方を問いなす契機となれば幸いです。(編集部)